

包山楚簡「卜筮祭禱簡」の構造とシステム

工 藤 元 男

はじめに

- 一 「卜筮祭禱簡」関係竹簡の出土状況
 - 二 包山楚簡の出土状況と「卜筮祭禱簡」
 - 三 包山楚簡「卜筮祭禱簡」の體例分析(1)
 - 四 包山楚簡「卜筮祭禱簡」の體例分析(2)
 - 五 卜筮祭禱の實態分析
- む す び

はじめに

先に私は、秦の南郡治下の縣吏に副葬された睡虎地秦簡を主たる史料として、戰國後期における秦の六國統一の過程とその特質について検討した⁽¹⁾。周知のように睡虎地秦簡とは秦律などの法制史料と「日書」という占卜書を含む竹簡資料であるが、その後さらに湖北省荊門市で包山二號墓が發見され、その墓葬からも司法關係文書と「卜筮祭禱記錄」と命名された宗教關係文書が出土した⁽²⁾。秦が楚都郢を破って南郡を開置したのは、『史記』卷一五・六國年表によれば秦昭王二九年(前二七八)、すなわち楚の頃襄王二十一年であり、それは包山二號墓の下葬年代、すなわち前三一六年の三八年後のことである。つまり墓主は郢が秦に占領された年代と比較的近い楚國末期の上級法官だったことになる。それゆえ包山楚簡は

秦に占領される以前の楚の支配體制と南郡の支配體制を比較する上できわめて重要な史料なのである。そこで小論ではこの問題を検討してゆく基礎作業として、多少迂遠ではあるが、まずこのいわゆる「卜筮祭禱記録」の構造とシステムを復元し、そこから包山楚簡の史料性格を検討する視點を獲得したいと思う。

一 「卜筮祭禱簡」關係竹簡の出土狀況

包山楚簡の出土に前後して、卜筮祭禱に關する楚簡はこれまで三種類出土している。まずそれらを検討し、その上で包山楚簡の場合を検討してみることにする。

1 湖北江陵望山一號墓出土の「卜筮祭禱簡」⁽⁴⁾

當該墓は一九六五年多々六六年春に發掘された中型土坑木槨墓で、葬具は二椁一棺。竹簡は邊箱東部にあり、出土時すでに散亂していて、すべて殘簡である。⁽⁵⁾綴合後の總數は二〇七枚、最長は五二・一センチ前後、幅一センチ前後、厚さ〇・一センチ。綴じ紐を固定する三角形の契口が上中下にある。その痕跡の前後の字に空隙があるので、簡書は字を書寫する以前に聯綴されたことがわかる。一簡の字數は最多が三〇字、最少が一字、多くは六〜一五字で、總字數は一〇九三字。書法に差があり、複數の書き手が想定される。簡文の内容は、貞人が卜筮した期日、使用用具、貞問の事由と卜筮の結果、墓主のために求福去疾する種々の祭禱の方法などである。簡文に「爲惡固貞」(惡固の爲に貞う)とあるので、それが墓主惡固のために行われた貞問であることがわかる。簡文に現れた祖先祭祀の對象は東大王・聖王・惡王であり、それらは『史記』卷四〇・楚世家にみえる⁽⁶⁾簡王・⁽⁷⁾聲王・⁽⁸⁾悼王にあたり、それゆえ「惡」は「悼」に、「惡固」は「悼固」に讀むことができ、この悼固は悼王を始祖としそこから分出した悼を氏とする楚の王族だったことが知られる。⁽⁷⁾悼固の生前の身分は下大夫で、その年代は戰國中期の⁽⁹⁾威王あるいは⁽¹⁰⁾懷王前期と推定されている。

2 湖北江陵天星觀一號墓出土の「卜筮祭禱簡」⁽⁸⁾

當該墓は一九七八年に發掘された大型土坑木椁墓で、葬具は一椁三棺。江陵地區で發掘された楚墓中最大級の墓葬である。竹簡は西室から出土し、一部は漆器の表皮の中に挟まれ、兵器の竿の下に壓され、さらに盜掘者に踏み折られていた。一部は竹筭の中にあり、保存状態はよい。整簡の簡長は六四・七一センチ、幅〇・五〇・八センチ、契口が簡の左側の上下にある。字は上端の空白を残さぬ書き方である。整簡は七〇餘枚、その他はみな殘簡で、總字數は約四五〇〇字餘り。内容は卜筮祭禱と遺策。このうち前者の字數は二七〇〇餘字で、大部分は墓主の邱鳩君蕃救のために卜筮した記録で、一部が祭祀に関する内容である。邱鳩は封地名、君は封號、蕃救は姓名。整理者は墓主の生前の地位について、爵位は上卿、官職は令尹・上柱國、と想定している。陳振裕氏も指摘するように、その祖先祭祀の對象は卓公・惠公などであることから、墓主は王族ではないようである。⁽⁹⁾ その年代は戰國中期の宣王あるいは威王の時期と推定されている。⁽¹⁰⁾

3 湖北江陵秦家嘴一號墓・一三號墓・九九號墓出土の「卜筮祭禱簡」⁽¹¹⁾

一九八六年五月～八七年六月、春秋晚期～戰國晚期早段の一〇五基の楚墓が發掘され、そのうち三基の墓葬から計四一⁽¹²⁾支の竹簡が出土した。小型楚墓で、葬具は一椁一棺。一號墓は邊箱底層から殘簡七支(段)が出土。一三號墓は出土時椁室内に泥が堆積しており、竹簡は邊箱の頭箱に近い端の低層から出土。すべて殘簡で、一八支(段)。字迹は不鮮明。九九號墓では出土時椁室に積水があった。すべて殘簡で、一六支(段)。一號墓竹簡に「祈福於王父」などの祈禱の類の辭、一三號墓竹簡に「占之日吉」などの占卜の辭、九九號墓竹簡に「貞之吉無咎」の貞問の辭および遺策があった。年代はこの墓葬群全體の下限が戰國晚期早段(前二七八年以前)と報告されているだけで、三基の個々の年代については不詳である。

こうした楚簡の中で望山楚簡は「卜筮祭禱簡」出土の嚆矢としての地位を占めるが、ほとんどが殘簡なので、全體の復

元は相當困難である。これに對して天星觀楚簡は整簡の數からいってその内容に期待されるが、紹介されている寫眞や釋文はごくわずかで、全體は⁽¹³⁾いまだ公表されていない。また秦家嘴楚簡についても發掘簡報のみで、その情報量はさらに不足している。

二 包山楚簡の出土狀況と「卜筮祭禱簡」

これらの出土楚簡の狀況に對して、包山楚簡は全簡の寫眞が釋文・注釋とともに公表されている。報告書によると、以下のごとくである。⁽¹⁴⁾

1 包山楚簡の概要

墓葬は大型土坑木槨墓で、葬具は二槨三棺。出土竹簡の總枚數は四四八枚（内、有字簡は二七八枚）、總字數は一二四七二字。東室出土の八枚と南室出土の一七枚は遺策。西室出土の一三五枚は、殘簡を綴合した六枚の有字簡が遺策、他の一二九枚のうち一枚が文書類に屬し、残り一二八簡が無字簡。北室出土の二八八枚は五七枚（内、三枚は無字簡）の「卜筮祭禱記錄」および二三一枚（内、三五枚は無字簡）の司法關係文書簡である。竹簡の厚さ〇・一〇・一五ミリ。簡長と幅は簡文の内容により差があり、「卜筮祭禱記錄」も三種類あり、それぞれ六九・一〇六九・五センチ、六八・一〇六八・五センチ、六七・一〇六七・八センチ。幅は一般に〇・七〇・八五センチ。契口は文書簡・「卜筮祭禱記錄」では上下にあり、簡書の聯綴は書寫後に行われている。字は竹黃に、一部は竹青に記され、字體は全般的に明瞭である。一簡の字數は最大九二字、最少二字、一般的には五〇〇前後で、複數の書き手が想定される。またこの他にも南室から竹牘が一枚出土している。竹簡は浸水による浮動で順序が攪亂されていたので、文意によって統一的に並べられ、簡番號が附された。その内容は次のように分類されている。

①「文書類」。この中には「集箸」（二三枚）、「集箸言」（五枚）、「受期」（六一枚）、「疋獄」（二三枚）、その他（九四枚）、と分類された楚の司法關係文書が含まれている。②「卜筮祭禱記録」（五四枚）。その内容については後述する。③「遺策」（二七枚）。④「竹牘」（一枚）。葬儀に使用された車六輛について記したものの。この整理作業によって墓主の職位は左尹、姓名は邵旼と判明し、身分は上大夫と想定されている。

2 「卜筮祭禱記録」の概要

そこであらためて「卜筮祭禱記録」を紹介すると、当該簡は北室から出土し、全部で二六條（簡 197～220）に復元されている。各條は卜筮を行った期日や貞人相互の關係などに基づいて排列され、各條ごとにひとまとまりの内容となっている。多くの場合は四～五簡、少ないものは一簡をもって一條をなしている。内容は祭禱について記している四簡（四・五・一四・一五の各條）を除き、他の二二條は貞人たちが墓主のために吉凶禍福を貞問し、鬼神や祖先に賜福・加護を祈願したものである。各條の大部分に前年の大事をもって紀年する「以事紀年」がみえ、月序は楚の月名と序數月名が併用され、日は干支で記されている。包山楚簡には全部で七種類の以事紀年があり、そのうち「卜筮祭禱記録」は一條～三條が「宋客盛公聘聘於楚之歲」（前三二八年）に、四條～一五條が「東周之客許經歸胙於裁郢之歲」（前三二七年）に、一六條～二六條が「大司馬卓滑救郢之歲」（前三一六年）に屬する。

前三一八年の各條では、貞人たちが左尹邵旼のために同年四月から翌年四月までの無病息災の有無を貞問している。翌年の前三一七年三月の貞問に邵旼の病因が言及され、五月に無病息災の有無が貞問され、十一月にふたたび病因が貞問されている。さらに翌年の前三一六年四月に無病息災の有無と病因が同時に貞問され、五月に病因が貞問され、これを最後に「卜筮祭禱記録」は終わっている。南室出土の遺策に「大司馬卓滑救郢之歲、宮月丁亥之日、左尹葬甬車一轅」云々（簡 220）とあり、それは前三一六年六月丁亥に行われた葬儀に使用した甬車について記したものである。それは最後の貞

問の翌月、すなわち六月丁亥の日に墓主の葬儀を行ったことを示し、包山二號墓の下葬年代をなすものである。

3 「卜筮祭禱記録」の性格をめぐる問題

この「卜筮祭禱記録」を利用して、私は楚文化圏における鬼神信仰について論じたことがある⁽¹⁵⁾。そのさい私は貞問の後
にみえる一連の祭禱を實際に施行されたものと考えていた。しかしその後池澤優氏は拙稿に言及しつつ、簡文にみられる
祭祀儀禮は必ずしも現實に實施されたものではなく、複数の貞人が各自提出した災禍などに對する解釋と處方箋であり、
その内のどれを選択するかは占貞主體（クライアント側）に委ねられていたのではないかという解釋を提出した⁽¹⁶⁾。これは
「卜筮祭禱記録」の資料的性格を考える上で基本的な問題提起をしたものであるが、その指摘は李零氏の體例分類に依據
している。「卜筮祭禱記録」の體例については報告書に簡單な説明があり、彭浩氏にその專論がある⁽¹⁸⁾。彭浩氏は「卜筮祭
禱記録」を卜筮簡と祭禱簡とに區分し、その體制を①前辭（卜筮を行った時間・貞人・卜筮用具名、そして貞問を請求した人の姓
名を含む）、②命辭（主として貞問の事由）、③占辭（卜筮の結果に基づいてなされた判斷）、④禱辭（短期内の憂いを解除するため、
鬼神に祈禱し、加護・賜福を請求する辭）、⑤第二次占辭（鬼神を祭禱した後、鬼功の指示によってなされた最後の判斷の辭）に分類
し、卜筮簡は基本的に①⑤からなり、祭禱簡は①④からなるとした。しかしそれに對して李零氏は、次のように批判し
ている⁽¹⁹⁾。祭禱簡の禱辭（四・五・一四・一五の各條）は實施された祭祀の記録であるが、卜筮簡の禱辭は禱辭を占問したも
のなので第二次占卜の中に入れるべきである、と。この提言にしたがって李零氏は、彭浩氏の分類を、第一次占卜（①前
辭、②命辭、③占辭）、第二次占卜（①命辭、②占辭）と改編した。そしてこれを承けた池澤氏も、卜筮簡の禱辭は第一次占
辭を承けて降祟災禍を解除する方法を貞人が提示したものであり、その當否を判斷したのが「第二次占辭」である、とし
ている。一方、陳偉氏もすでに李零氏の提言を承け、卜筮簡の中の禱辭は一種の「構擬」あるいは計畫を述べたものであ
って、すでに實施された禱祠に對する客觀的な記録ではない、と指摘していた⁽²⁰⁾。これらの三氏によって、當該簡の資料的

性格をめぐる問題は確實に前進した。そこで小論ではこうした議論をふまえ、當該簡を以下より「卜筮祭禱簡」と稱することにする。ただし李零氏の體例分類はあくまで一般的形式を示したものであるから、それを全條に對して嚴密に適用していった場合、新たに検討を要する問題が出てくる可能性もある。しかしその検討を通じて當該簡の構造もいつそう明確に復元されるはずである。そこで次節でその検証を試みてみたいと思う。なお、以下に引用する楚簡は、可能なかぎり通行字體に直して表記している。

三 包山楚簡「卜筮祭禱簡」の體例分析(1)

彭浩氏は卜筮簡の體例分類を九條を例にとって次のように整理している。

前辭…東周之客晉經歸胙於裁郢之歲、夏景之月乙丑之日、苛嘉以長則爲左尹旸貞。

命辭…出内侍王自夏景之月以庚集歲之夏景之月、盡集歲躬身尙毋有咎。

占辭…占之、恆貞吉、少有憂於躬身、且外有不順。

禱辭…以其故斂之。舉禱楚先老僮・祝融・鬻熊各一牂、由攻解於不姑。

第二次占辭…苛嘉占之曰、吉。

それを李零氏の體例にしたがって改編すると、次のようになるであろう。

第一次占卜

前辭…東周之客晉經歸胙於裁郢之歲、夏景之月乙丑之日、苛嘉以長則爲左尹旸貞、

命辭…出内侍王自夏景之月庚集歲之夏景之月、盡集歲躬身尙毋有咎。

占辭…占之、恆貞吉、少有憂於躬身、且外有不順、以其故斂之。

第二次占卜

表二 前辭關係一覽

	以 事 紀 年	月 名	日	貞人	請求貞問者	簡番號
一二三	前三一八年 〃 〃	𠂔𠂔(四月) 〃 〃	乙未 〃 〃	𠂔吉 石被裳 𠂔會	左尹邵𠂔 〃 〃	197 ~ 198 199 ~ 200 201 ~ 204
四五	前三一七年 〃	冬𠂔(正月) 〃	癸丑 〃			205 206
六	〃	遠𠂔(三月)	癸卯	苛光	〃	207 ~ 208
七八九	〃 〃 〃	夏𠂔(五月) 〃 〃	乙丑 〃 〃	五生 𠂔吉 苛嘉	〃 〃 〃	209 ~ 211 212 ~ 215 216 ~ 217
一〇 一一 一二 一三	〃 〃 〃 ?	𠂔月(十一月) 〃 〃 ?	己酉 〃 〃 ?	𠂔吉 苛光 𠂔𠂔 屈宜	〃 〃 〃 〃	218 ~ 219 220 221 ~ 222 223
一四五	〃 〃	〃 〃	丙辰 〃			224 225
一六七 一七八 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 二六	前三一六年 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	𠂔𠂔(四月) 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	己卯 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	𠂔吉 陳乙 觀綯 五生 𠂔吉 𠂔吉 陳乙 觀綯 五生 𠂔吉	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	226 ~ 227 228 ~ 229 230 ~ 231 232 ~ 233 234 ~ 235 236 ~ 238 239 ~ 241 242 ~ 244 245 ~ 246 247 ~ 248
	〃	夏𠂔(五月)	己亥	觀義	〃	249 ~ 250

を使用している𠂔會・五生・陳乙の三人が筮人、その他が卜人として⁽²³⁾いる。従うべきであろう。

B・命辭 命辭は貞問の事由を主たる内容とし、表四はそれを一覽表にしたもので、ここに整然とした體例がみえる。

文中の方角(□)は私が前後の規則的な構文に合わせて補ったもので、原簡ではこの部分を脱している可能性がある。四・五・一四・一五の各條に命辭を缺くのは、それらが前辭・禱辭からなる祭禱簡(祭禱の實施記録)だからである。

表三 龜卜と筮占

卜筮用具	貞人名	回数	卦 畫	對應する周易の卦名
①保訓 ②家 ③中央 ④長丞 ⑤駁 ⑥少 ⑦形 ⑧共 ⑨長 ⑩長	藍吉・智吉・觀義 石被裳 廊會 奇光生・苛嘉 五智邦 屈宜 陳乙 觀縹	六 一 一 三 三 三 一 一 一 一 一 一	 a b c a b	豫 兌 a 損 臨 b 隨 離 c 恒 需 a 蠱 剝 b 頤 無妄

表四 命辭の事例

	命 辭
一二三	自留居之月以庚留居之月、出入事王盡卒歲躬身尚母有咎。 自留居之月以庚留居之月、□□□□盡卒歲躬身尚母有咎。 自留居之月以庚留居之月、出入事王盡卒歲躬身尚母有咎。
四五六七八九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五	枋腹疾、以少氣、尚母有咎。 出入侍王、自夏居之月以庚集歲之夏居之月、盡集歲躬身尚母有咎。 出入侍王、自夏居之月以庚集歲之夏居之月、盡集歲躬身尚母有咎。 出入侍王、自夏居之月以庚集歲之夏居之月、盡集歲躬身尚母有咎。 以其下心而疾、少氣。 以其下心而疾、少氣。 既有枋、枋心疾、少氣、不入飢。糗月期中尚母有恙。 既□枋、枋心疾、少氣、不入飢、□□□□尚母有恙。
一六七七八九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六	出入侍王、自留居之月以庚集歲之留居之月、盡集歲、躬身尚母有咎。 出入侍王、自留居之月以庚集歲之留居之月、盡集歲、躬身尚母有咎。 出入侍王、自留居之月以庚集歲之留居之月、盡集歲、躬身尚母有咎。 出入侍王、自留居之月以庚集歲之留居之月、盡集歲、躬身尚母有咎。 出入侍王、自留居之月以庚集歲之留居之月、盡集歲、躬身尚母有咎。 既腹心疾、以上氣、不甘飢、舊不敷、尚遽瘕、母有奈。 既腹心疾、以上氣、不甘飢、□□□、尚遽瘕、母有奈。 既腹心疾、以上氣、不甘飢、舊不瘕、尚遽瘕、母有奈。 既腹心疾、以上氣、不甘飢、□□□、尚遽瘕、母有奈。 既腹心疾、以上氣、不甘飢、舊不瘕、尚遽瘕、母有奈。 以其有瘕瘕、上氣、尚母死。

そこです①一〇三、②七〇九、③一六〇二〇と区分して各條（網掛け部分）をみてみると、それらが構文的にも内容的にもきわめて定型的事であることがわかる。①は前三一八年四月乙未の日、②は前三一七年五月乙丑の日、③は前三一六年四月己卯の日にそれぞれ行われた貞問の命辭で、そこには墓主の病氣に言及する言辭がみられない。それに對して「心疾」「上氣」など病氣に關する言辭がみえるのは、文字圍みを施した④六、⑤一〇一三、⑥二二一〇二六の各條である。

④は前三一七年三月癸卯の日、⑤は前三一七年十一月己酉の日、⑥は前三一六年四月己卯と五月己亥の兩日の貞問の命辭である。これより一六〇二五條をみてみると、前三一六年四月己卯の日に定型的な貞問と病因を貞う二種類の貞問の行われたことが知られる。それらが同日に行われたにもかかわらず、兩者の命辭が併存し、相互に混淆がみられない點に注目した陳偉氏は、兩者はそれぞれ獨立した別個のもので、どちらかで代行したり兼用したりすることができない性格のものであると指摘している⁽²⁵⁾。そこで陳偉氏は、定型的な貞問を「歳貞」、病因の貞問を「疾病貞」と命名した。これは「卜筮祭禱簡」の資料的性格を明らかにしたもう一つの重要な成果といえよう。

さて、このいわゆる歳貞は一定の期間における「出入（事）侍王、躬身尙母有咎」（宮廷に出入し、王に仕える上で、自身に何か災いがあるか否か）を貞問するものであるが、その期間の解釋については意見が岐かれている。すなわち①に「前三一八年」四月から四月までの卒歳、②に「前三一七年」五月から五月までの集歳、③に「前三一六年」四月から四月までの集歳とあり、三カ年における命辭の表現がそれぞれ異なっているからである。報告書の「考釋」は、簡書の「卒」を「卒」の異體字とし、卒を「盡」の意とする『爾雅』釋詁によって、卒歳は盡歳で一年の意と解している（考釋⁽²⁶⁾）。集歳については、簡書の「集」が「人」に从う字であることから、『說文』の說解によって集歳を三歳の意と解し（考釋⁽²⁷⁾）、彭浩氏も同様に解している。前者の卒歳は秦簡にも頻見し、そこでも滿一年を意味するので問題はない。しかし後者の集歳について李零氏は、「集」を「合」と訓じて滿一年の意としている⁽²⁸⁾。彭浩氏が集歳を三年と解する論據は、天星觀一號墓の「卜筮祭禱簡」に「自十月以來歲之十月集歲尙自利」とある文である。氏は文中の「來歲」を二周年の意と

解し、貞問の期間は今年の十月から三年後の十月までとしている。しかし陳偉氏はこの「來」は「將來・未然のことを指すもの」とし、逆に集歳を滿一年とする論據としている。そこで陳偉説に従って當該簡文を譯せば、「今年の十月からきたる歳の十月までの滿一年の間」云々となる。ちなみに望山一號墓竹簡には「以至集歳之習」(簡86)、⁽²⁹⁾「至集歳之」(簡87)の二例がみえ、卒歳の用例はない。これらのことから私は、卒歳・集歳を共に滿一年の意とする李零・陳偉説に従いたいと思う。それでもまだ次のような疑問が残っている。すなわちたとえ卒歳・集歳とともに滿一年の意としても、なぜ同一簡書中にそのような表記の相違があるのか、また歳貞がなぜ年によって四月と五月に行われているのか、という問題である。陳偉氏は楚曆四月(習辰)を楚の歳首と解しているが、歳貞は毎年の年度初め(歳首)に行われた可能性が高いので、四月については陳偉説で説明可能である。しかし五月の場合はどうなるのであろうか。五月に歳貞が行われた直前の三月に初めて疾病貞が行われているので(六條)、あるいは墓主の發病という突發的な事情によって歳貞が一ヶ月遅れたのであろうか。いずれにせよ歳貞の規則性に比べて、疾病貞の方にやや不規則さが認められる。しかし疾病貞には具體的な病狀の推移が反映されているであろうから、それはそれで自然な傾向なのかも知れない。

C. 占辭 占辭は卜筮の結果に基づいてなされる判斷の辭で、表五はそれを一覽表にしたものである。一一・一三・二〇の各條以外は、みな「占之、恆貞吉……以其故斂之」を基本形とする。それに従って脱字と思われる箇所を□で補った。この體例から浮上する第一の問題は、卦畫の位置である。みられるように、五例が文頭に、一例が文末にある。占卜の順序からいえば、貞問が行われた後、龜卜もしくは筮占が行われ、筮占の場合はその卦畫が示される。それを占して、長期的には吉であるが(恆貞吉)、短期内に災いがある(少有憂於躬身)云々の占斷が下される。そして短期内の災いを解除するため、鬼神・先人に賜福・加護を請求する(以其故斂之)。このような手順からいえば、七條のように卦畫を文末に置くのは正しくなく、おそらく轉寫のさいの誤りであろう。

ところで、「以其故斂之」(其の故を以て之を斂す)の「斂」字は、簡文では「纂」字や「說」字と互用されている。そ

内容＋以其故斂之」であったと思われる。貞人名のないものは省略されているのであろう。

四 包山楚簡「卜筮祭禱簡」の體例分析(2)

〈第二次占卜〉

D. 命辭 この場合の命辭は、第一次占辭を承けて災いや祟りを解除する方法(案)を貞人が示したものである。李零氏はその體例を、

a. ×禱(鬲禱・罍禱・寶禱)××(多種の神祖名)、××(多種の祭物)饋之(あるいは郊之、享祭、郊祭之、等々)

b. 思攻解於××(各種の鬼怪妖祥)

と整理し、aを「祠」、bを「禳」と区分し、「祠」は神祖を祭禱・饋享し、その祝福賜命を求めること、「禳」は妖祥の害を解除することとし、両者はみなそれをもって病氣を除去しようとするものである、と説明している。⁽³¹⁾ 第二次占卜の命辭は字數が多く、複雑な字形も多いので、ここでは表にはせず、内容的に検討することにした。

aの「×禱」とは、簡文に鬲禱・罍禱・寶禱などとしてみえる祭禱名である。これらに對して「考釋」は以下のように説明している。鬲禱については「鬲」を「祠」と読み、先人に對する後人の祭祀とし、祭祀對象を墓主本氏の近祖および直系の先人としている(考釋30)。罍禱については「罍」を「舉」と読み、『周禮』天官・膳夫の條の鄭注によって供犠供物をともなう祭祀と解し、祭祀對象を先祖・父母・兄弟および山川・神祇としている(考釋31)。寶禱については神靈の賜豫した加護に對して報いる祭祀としている(考釋30)。

その一例として、次に二五條の命辭をあげ、その體例をみてみることにする。

罍禱大水一犇馬。罍禱部公子春・司馬子音・蔡公子家各豸豸、饋之。罍禱社一猪。

この文を分類すると、表六のようになる。罍禱①の對象の大水は神祇名、その犠牲は一犇馬。罍禱②の對象は左尹邵蛇の

表六 二五條の祭禱の體例

祭禱名	祭 祀 の 對 象		犠 牲	祭 祀 法
壘 禱	① ② ③	大水 邵公子春・司馬子音・蔡公子家 社	一犧馬 戠豨 一猪	饋

表七 祭祀法が明記された祭禱名・祭祀対象・犠牲供物一覽

	祭禱名	祭 祀 の 對 象	犠 牲 供 物	祭 祀 法
二三	龍禱	邵王	戠牛	饋
三四	龍禱	邵王	戠牛	饋
四五	龍禱	邵王	戠牛・大豢	饋
五七	龍禱	文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家	戠豨・豕・酒飢	高
七八	龍禱	東陵連鬻	戠牛	饋
〃	賽禱	邵王	戠猪	饋
〃	賽禱	文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家	戠猪	饋
〃	賽禱	親母	戠猪	饋
二一	壘禱	親王父殤子音	直戠牛	饋
二四	壘禱	親王父司馬子變	戠猪	饋
五一	壘禱	殤東陵連鬻	肥猪	祭
一六	壘禱	兄弟無後者邵良・邵轅・縣公	豕・酒飢	蒿
一七	壘禱	楚先老僮・祝融・鬻熊	兩戠猪	祭
二二	壘禱	邵王	戠猪	饋
〃	壘禱	文坪夜君子良・邵公子春・司馬子音・蔡公子家	戠猪	饋
〃	壘禱	劭王	戠猪	饋
〃	壘禱	東陵連鬻	豕・酒飢	高
二五	壘禱	【文坪夜君・】邵公子春・司馬子音・蔡公子家	戠猪	饋
二六	壘禱	繼無後者	肥猪	饋

近祖、その犠牲は戠豨、その後にくる語は原簡では「饋」に作り、「考釋」はこれを「饋」と読み、『周禮』春官・大宗伯に「以饋食享先王」とある宗廟祭祀における饋食の禮を用例として擧げてゐる（考釋 88）。その當否はともかく、さらに同様の例を擧げると、

壘禱劭王戠牛、饋之。壘禱東陵連鬻豨・酒飢、蒿之。（二三條）

壘禱楚先老僮・祝融・鬻熊各兩殺、蒿祭。（二一條）

のごとくで、この二例で注目されるのは、同一構文において「蒿（郊）之」・「蒿（享）祭」の語（傍線）が「饋之」（傍線）と同一位置にある點である。そして二一條に「蒿（享）祭」とあることから、饋・蒿・蒿はそれぞれ一定の祭祀法を示す語と解され、一五條の祭禱簡に「蒿祭」とあるのはその證左である（表七参照）。池澤氏はこの

「饋」に關して『饋』『蒿』『薦』のような供犠方法(?)を表す語」と疑っているが、「薦」はこの同一構文の中には現れない語である。また二三條の壺禱では豢・酒飢が併記され、それらをもって「之を蒿す」のであるから、その祭祀法は供犠に限定されたものではないとすべきである。饋・蒿・苙の祭祀法にはそれぞれ一定の相違があったと推定され、あるいは犠牲供物の違いによって祭祀名を異にしているのかも知れない。③の祭祀對象の社は神祇、その犠牲は猪である。以上より壺禱の體例は「祭祀對象」＋「犠牲供物」＋「祭祀法」(ある場合とない場合とがある)よりなることがわかる。こうした祭祀法が記されている例を一覽表にしたものが表七である。「饋・蒿・苙」の中で「饋」の例が最多であり、それら三者の祭祀が施される對象は墓主の近祖である。ただし例外として楚先(楚の先祖)の老僮・鬻熊も對象であるのは、墓主が楚の王族の支族であることと關連するのも知れない。これに對して神祇はまったくみられない。ここに「饋・蒿・苙」の性格の一端が看取される。また二・八・二三の各條では祭祀對象・犠牲供物・祭祀法が「邵王」・「馘牛」・「饋」と共通しているのに、祭祀名がそれぞれ鬻禱・賽禱・壺禱と異なっている點、また五・八・二二の各條では祭祀對象・犠牲供物・祭祀法がそれぞれ「文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家」・「馘豕」・「饋」と共通しているのに、祭祀名がそれぞれ鬻禱・賽禱・壺禱と異なっている點に注目すると、三つの祭祀は同一のものである可能性がある。この問題は次節で再検討することにする。

bの「思攻解於……」の「思」は、原簡で「由」・「思」に作り、「考釋」ではこれを「鬼」と釋し、「鬼攻」とは先祖および鬼神に對する祭祀としている(考釋33)。しかし李零氏は「由」を「思」と釋して願望を表す語氣の語と解し、「攻解」を「禳除」(祓い退ける)の意としている⁽³³⁾。これを承けて私は「思攻解於……」を「攻解を……に思(もと)める」と訓じたことがある⁽³⁴⁾。

そこで改めてこの語彙を再検討してみることにする。思攻解とは第一次占卜で占斷された短期内の災いに對して、「禱」以外になされるもう一つの對應措置である。そこで第一次占卜の占辭との對應關係をみてみると、表八のようにな

儀禮案とすべきものであり、後者は災いの原因をなすいわゆる「鬼怪妖祥」を責めとがめるための案であるから、供犠供物は施されないのである。⁽³⁶⁾七・一七・二六の各條では災いの原因と思攻解の對象がそれぞれほぼ一致している（相互の下線部分）。しかしそれ以外の人（大）禹・不姑・繡町・冠繻・歳・祖・兵死・水上・衆人・日月などについては、それらがなぜ災いの原因として思攻解の對象とされたのか、定かでない。ちなみに包山楚簡よりやや年代の下る睡虎地秦簡「日書」甲種の「詰」篇には、生人に災いをもたらす鬼神精怪の名稱、およびそれらが引き起こす災いの内容、さらにそれを除去するための方法が詳述されている。そこに鬼神精怪の名稱とその災いの内容がセットで記されているのは、鬼神精怪はその名を知られると邪力を失うからである。つまり「詰」篇は災いの内容から鬼神精怪の名を言い當て、それらを撃退するためのマニュアルなのである。⁽³⁷⁾そしてその表題の「詰」は「責め詰る」の意であるから、「詰」篇と「攻解」はその本質において通底するであろう。しかし第二次占卜の思攻解において、貞人が災いをもたらす鬼神精怪の名をいかなる方法で知りえたのか、簡文では不明である。ともあれ第二次占卜の命辭では、祭禱案と對抗儀禮案が示される。ただし両者は常にセットで提案されるわけではなく、一方だけの場合もある。

E. 占辭 占辭は命辭で提案された祭禱案や對抗儀禮案の當否を占斷するものである。それを表にしたものが表九である。この貞問では兩案（もしくはいずれかの案）の當否だけが問題なのであるから、體例としてはaだけでよいはずで、bは後の追書部分とみなされる。池澤氏はbの三・八條を實際に行われた祭祀が反映されたものと解している。⁽³⁸⁾

五 ト筮祭禱の實態分析

以上の體例分析によって貞人たちの三年間における活動を整理してみると、ほぼ次のようになるであろう。

1 前三一八年四月乙未の歳貞（一―三條）

① 鮒吉は邵旽のために當年四月から翌年四月までの期間の歳貞を貞問し、長期的には吉であるが（この部分はみな同様な

ので、以下略す)、短期内に憂患ありと占斷した。それを解除する思攻解を提案した。その當否を占すると「吉」だった。
 ②次に石被裳が貞問し、短期内に憂患ありと占斷した。それを解除する祭禱を提案した。その當否を占すると「吉」だった。
 ③最後に郷會が貞問し、短期内に憂患ありと占斷した。それを解除する祭禱を提案し、また石被裳の提案を再(再)については後文で検討)した。その當否を占すると「吉」だった。

2 前三一七年三月癸卯の疾病貞(六條)

苛光は當年三月癸卯の日、初めて邵庇の病因を貞問し、それを解除する祭禱を提案した。その當否を占すると「吉」だった。

3 同年五月乙丑の歳貞(七〜九條)

①五生は當年五月から翌年五月までの期間の歳貞を貞問した。短期内に憂患ありと占斷した。それを解除する祭禱と思攻解を提案し、また郷會の提案を逐(逐)については後文で検討)した。その當否を占すると「吉」だった。②次に鹽吉が貞問し、短期内に憂患ありと占斷した。それを解除するため「故の籍を逐し」⁽³⁹⁾祭禱を提案し、郷會と石被裳の提案を逐した。その當否を占すると「吉」だった。③最後に苛嘉が貞問し、短期内に憂患ありと占斷した。それを解除する祭禱と思攻解を提案した。その當否を占すると「吉」だった。

4 前三一七年十一月己酉の疾病貞(一〇〜一二條)

①誓吉は當年十一月己酉の日(上記の歳貞の半年後)、邵庇の病因を貞問し、病狀の好轉と祟りの所在を占斷し、それを解除する祭禱を提案した。(第二次占辭を缺く)。②次に苛光が病因を貞問し、病狀は好轉し病は徐々に癒えると占斷した。(第二次占卜を缺く)。③次に邦産が病因を貞問し、祟りの所在を占斷し、それを解除する祭禱を提案した。その當否を占すると「吉」だった。④(紀時を缺く)。最後に屈宜が習し、⁽⁴⁰⁾祟りのあることを占斷した。邦産の提案を再し、その當否を占すると「吉」だった。

5 前三一六年四月己卯の歳貞（一六～二〇條）

① 𪛗吉は當年四月から翌年四月までの期間の歳貞を貞問し、短期内に憂患ありと占斷した。それを解除する祭禱を提案した。その當否を占すると「吉」だった。② 次に陳乙が貞問し、短期内に憂患ありと占斷し、それを解除する祭禱と思攻解を提案した。五生がその當否を占すると「吉」だった。③ 次に觀綑が貞問し、短期内に憂患ありと占斷し、それを解除する思攻解を提案した。その當否を占すると「吉」だった。④ 次に五生が貞問し、短期内に憂患ありと占斷し、それを解除する祭禱を提案した。その當否を占すると「吉」だった。⑤ 最後に誓吉が貞問し、それを占すると「吉、災いも祟りも無い」だった。そのため祭禱も思攻解も提案されなかった。

6 前三一六年四月己卯の疾病貞（二一～二五條）

① 𪛗吉は同日に邵尢の病因を貞問し、恢復は困難と占斷し、それを解除する祭禱と思攻解を提案した。その當否を占すると「吉」だった。② 次に陳乙が貞問し、病狀は悪化するが徐々に癒えると占斷し、それを解除する祭禱と思攻解を提案し、かつ𪛗吉の提案を聿した。その當否を占すると「吉」だった。③ 次に觀綑が貞問し、病は徐々に癒えると占斷し、それを解除するため𪛗吉の提案を聿し、かつ別の祭禱を提案した。その當否を占すると「吉」だった。④ 次に五生が貞問し、病狀の悪化を占斷し、それを解除する祭禱と思攻解を提案した。その當否を占すると「吉」だった。⑤ 最後に誓吉が貞問し、病狀の悪化を占斷し、それを解除する祭禱と思攻解を提案した。その當否を占すると「吉」だった。

7 前三一六年五月己亥の疾病貞（二六條）

觀義は同年翌月の五月己亥の日、邵尢の病因を貞問し、不死および祟りの所在を占斷し、それを解除する祭禱を提案した。その當否を占すると「吉」だった。⁽⁴¹⁾

以上の歳貞・疾病貞において、とくに注目される手続きは、第二次占卜の命辭にみえる「遯××之祝」と「聿××之祭」である。前者の「遯」は原簡では「逯」に作り、「考釋」は「遯」の異體字としている（考釋 385）。後者の「聿」を

「考釋」は「事」の異體字とし、「舉」の通假字としている(考釋383)。これを承けて彭浩氏は、「遼祝」の「祝」を『周禮』春官・大祝の管掌である六祈(六種の祭祀)の中の「祝」に比定し、その内容を「某次に貞問するとき、以前に貞問された貞人の祝を援用して、同一祖先と神靈を祭禱し、加護を祈求すること」、また「事祭」についてはこれを「舉祝」と読み、舉祝は「遼祝」と違って一部だけが對應する祭祀對象を同じくするもの、と説明している。⁽⁴²⁾しかし字釋はともあれ、その解釋については問題があり、「卜筮祭禱簡」全體の中で「遼祝」や「事祭」の手續きの過程を検證してゆくと、新たな局面が浮上してくるのである。

まず「遼祝」については、3①(3は上記1~7の3、①は3の中の①の内容を指し、以下も同じ)で五生は酈會の祝を遼しているが(a)、それは1③の酈會の提案(b)を援用したものである。兩者を對應させて並記すれば次のようになる(以下同じ)。

a 遼酈會之祝、賽禱東陵連蠶耕豕・酒飴、蒿之。(七條)

b 獮禱東陵連蠶肥豕・酒飴。(三條)

また3②で豳吉は酈會の祝を遼しているが(c)、それは同じ1③の酈會の提案(d)を援用したものである。

c 遼酈會之祝、賽禱宮后土一殺。(八條)

d 獮禱於宮地主一殺。(三條)

また同じく3②で豳吉は石被裳の祝を遼しているが(e)、それは1②の石被裳の提案(f)、を援用したものである。

e 遼石被裳之祝、至秋三月、賽禱邵王戡牛、饋之。賽禱文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家各戡豨、饋之。賽禱親母戡猪、饋之。(八條)

f 獮禱於邵王戡牛、饋之。獮禱文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家各戡豨・酒飴。

獮禱於夫人戡猪。(二條)

次に「聿祭」については、1③で酈會は石被裳の祭を聿しているが(g)、それは1②の石被裳の提案(h)を援用したものである。

g 聿石被裳之祭、酈禱於邵王戡牛、饋之。酈禱於文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家各戡豭・酒飴、夫人戡猪・酒飴。(三條)

h 酈禱於邵王戡牛、饋之。酈禱於文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家各戡豭・酒飴。酈禱於夫人戡猪。(二條)

また6②で陳乙は聿吉の祭を聿しているが(i)、それは6①の聿吉の提案(j)を援用したものである。ただし前者では「聿祭」の前の「聿禱各兩殺」の文が略されている。

i 聿聿吉之祭、聿祭。(二二條)

j 聿禱楚先老僮・祝融・鬻熊各兩殺、聿祭。(二二條)

また6③で觀綑は聿吉の祭を聿しているが(k)、それは6①の聿吉の提案(l)を援用したものである。

k 聿聿吉之祭、聿禱秋一膚、后土・司命各一牂。(二三條)

l 聿禱夬一牂、后土・司命各一牂。(二二條)

これらの関係をみれば、字句の異同は若干あるものの、「遡説」にせよ「聿祭」にせよ先に提示された祭禱案がほとんどそのまま援用されている事実が知られ、その意味では「聿祭」との間に本質的な相違はないのである。しかし兩者には基本的な相違点がある。そこで以下の對應関係をみられたい。下段はもとの提案、上段はその援用を示したものである。

〈遡説の場合〉

3①(前三一七年五月乙丑の歳貞) ↑1③(前三一八年四月乙未の歳貞)

3② 同右

↑1③ 同右

みられるように、「遼繁」の場合、1③で廊會が提案した「猥禱……」は、3①で五生がこれを「遼」すると、「猥

禱」は「賽禱」に書き換えられている。このような書き換えは、以下の1③の猥禱と3②の賽禱、1②の翟禱と3②の賽禱においても同様にみられる現象である。他方、「事祭」の場合はそのような表記の相違はみられない。⁽⁴³⁾我々は「彦祝」におけるこのような祭禱名の書き換えという現象に注目してみる必要がある。

そこでそのような祭禱名と祭祀対象・犠牲供物の関係を表七から数例列挙してみると、以下のようになる。

①〈邵王の場合〉

邵王／翟禱／戠牛（二條）

邵王／賽禱／戠牛（八條）

邵王／壘禱／戠牛（二三條）

②〈東陵連蠶の場合〉

東陵連蠶／賽禱／豸・豕・酒飴／（七條）

東陵連蠶／壘禱／豸・酒飴／（二三條）

③〈文坪夜君／蔡公子家の場合〉

文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家／翟禱／戠豸（五條）

文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家／賽禱／戠豸（八條）

文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子家／壘禱／戠豸（二三條）

みられるように、①②③は祭祀対象も犠牲供物もほとんど同一であるのに、祭禱名がしばしば異なっている。それは翟禱・賽禱・壘禱の三者の間に本質的な相違がなかったことを示すものであろう。ではなぜこのような現象がみられるのであろうか。

そこで各條に現れた祭禱名を列挙すると、表十のようになる。「猥」と「壘」が同じと解すれば（考釋375）、祭禱名で

しかしその命辭構文や滿一年を指す語彙は、一條と八條・一六條の間で截然と分かれている。それは監吉自身によるものではなく、おそらく彼の記録を轉記した書き手による書き換えとみなされる。

つまり事情はこういうことではなかったか。一〜三條までは貞人たちの記録が比較的忠實に轉記されていたが、七條以降あたりから書き手が替わり、それにともなつて命辭の書式も變化したのである。すでに推定したように、三條で酈會が石被裳の祭禱案を聿祭してそれを「翟禱」と稱し、石被裳が提案したものと祭禱名が二條において「翟禱」と稱されているのは、やはり石被裳の祭禱名がもとと「翟禱」と稱されるものだったからである。⁽⁴⁵⁾これより翟禱・賽禱・壘禱は、左尹邵佗の歳貞・疾病貞に参加した貞人たちがそれぞれの屬する集團内で使用している祭禱名と解され、それゆえこの三つの祭禱名のあいだには本質的な相違がなかったとみてよい。一方、表十をみると、一二條以降は祭禱名が「壘禱」に統一されており、逆に一〇條以前にバラツキがみられる。これより一〇條以前ではもとの祭禱名がほぼそのまま轉寫されていたが、一二條以後新たな書き手によってすべて「壘禱」に統一されてしまったと解されるのである。⁽⁴⁶⁾

む す び

戰國中期の楚では、有力者が毎年貞人たちを招いて、向こう一年間の無病息災を占う歳貞を行わせていた。このような歳貞に對して、疾病貞は病氣發生の結果行われる臨時的な措置である。したがって墓主が戦死や不慮の事故などで死亡した場合には行われなかったはずである。歳貞にせよ疾病貞にせよ、それらの記録を編纂して死後に副葬するという習俗は、楚文化の中でいったいどのように考えるべきなのであるうか。「卜筮祭禱簡」を出土した天星觀一號墓、望山一號墓、包山二號墓の下葬年代は戰國中期とされ、それらは邦君・大夫級の墓葬であり、墓主の世代も相互に重なるほど接近している。これに對して、年代はまだ明らかにされていないが、小型墓である秦家嘴三號墓からも「卜筮祭禱簡」が出土した。このことは「卜筮祭禱簡」を副葬する楚の支配層の習俗が、やがて廣範な社會層にまで浸透していったことを示唆

するものである。そしてこの秦家嘴三號墓とはほぼ同時期と推定される戦國晚期早段の小型楚墓から、最古の「日書」が登場する。それが一九八一～八九年に湖北省江陵九店東周墓地の五六號墓から出土した「日書」である。墓主は「庶人」とみられる。⁽⁴⁷⁾この「日書」は睡虎地秦簡「日書」と内容的に種々の共通點が認められ、「卜筮祭禱簡」から「日書」への副葬の轉換を考える上で注目すべき資料である。⁽⁴⁸⁾また下葬年代が具體的に想定されている包山二號墓の墓主と同年代の諸國の君主とその年代を列舉すると、楚懷王一三年、秦惠文王更元九年、魏哀王三年、韓宣惠王一七年⁽⁴⁹⁾（襄哀王三年）、趙武靈王一〇年（同九年）、燕王噲五年（同四年）、田齊湣王八年（湣宣王四年）のごとくである。この時期はちょうど戦國諸國が相前後して王號を稱する時期にあたっている。このような政治情勢が「卜筮祭禱簡」の中にどのように反映されているのか、これも併せて今後の検討課題としたい。

〔附記〕小論は東洋史研究會の報告「楚簡における卜筮祭禱簡の構造と復元」（一九九九年十一月三日）を骨子とする。それを昨年夏に「武漢大學中國傳統文化研究中心」兼職教授として滞在した武漢大學で書き上げたものであるが、貴重なアドバイスをいただいた陳偉教授に感謝を申し上る。

註

- (1) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』（創文社、一九九八年）。
- (2) 小論では歴史史料としては、史料、簡牘・帛書などのマテリアルなものについては、資料と表記する。ただし同一のものであっても前者を強調するときは、史料、後者を強調するときは、資料と表記する場合もある。
- (3) 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』（文物出版社、一九九一年）、同『包山楚簡』（文物出版社、一九九一年）。包山楚簡を本邦で初めて検討したのは、池田雄一「戰國楚の法制——包山楚簡の出土によせて——」（『紀要』史學科第三八號、一九九三年）である。これについては私の書評「池田雄一「戰國楚の法制——包山楚簡の出土によせて——」（『紀要』史學科三八、中央大學文學部）」（『法制史研究』四四、創文社、一九九五年）がある。また前引『包山楚簡』については、藤田

勝久氏の書評「情報豊かな戰國楚の新資料」(『東方』一九九二年十二月號)がある。

- (4) 湖北省文化局文物工作隊「湖北江陵三座楚墓出土大批重要文物」(『文物』一九六六年第五期、湖北省文物考古研究所『江陵沙冢楚墓』(文物出版社、一九九六年)。

- (5) 湖北省文物考古研究所・北京大學中文系編『望山楚簡』(中華書局、一九九五年)。

- (6) 括弧内の數字は能釋から數えた場合の楚王の在位順。以下、同じ。なお『史記』卷一五・六國年表によれば戰國楚王の即位順は、(29)惠王、(30)簡王、(31)聲王、(32)悼王、(33)肅王、(34)宣王、(35)威王、(36)懷王、(37)頃襄王、(38)考烈王、(39)幽王、(40)哀王、(41)負芻、となる。

- (7) 陳振裕「望山一號墓的年代與墓主」(中國考古學會編輯『中國考古學會第一次年會論文集』所收、文物出版社、一九七九年)。

- (8) 湖北省荊州地區博物館「江陵天星觀1號楚墓」(『考古學報』一九八二年第一期)。

- (9) 陳振裕前掲「望山一號墓的年代與墓主」。

- (10) 湖北省荊州地區博物館前掲「江陵天星觀1號楚墓」。

- (11) 荊沙鐵路考古隊「江陵秦家嘴楚墓發掘簡報」(『江漢考古』一九八八年第二期)。

- (12) 發掘簡報によって竹簡を數える單位の名稱が異なり、整簡と殘簡の間でも呼稱を異にするが、全部の寫眞が公表されていないものは狀況が分からないので、單位の名稱は發掘簡報の表現に従っている。

- (13) 黃錫全編著『湖北出土商周文字輯證』(武漢大學出版社、一九九二年) 圖版壹柒玖、二八六頁、滕壬生「楚系簡帛文字編」(湖北教育出版社、一九九五年) 一一七—一二七五頁に、その寫眞の一部が收録されている。

- (14) 湖北省荊沙鐵路考古隊前掲『包山楚墓』。以下、本文で報告書と言う場合は同書を指す。

- (15) 工藤元男「簡帛資料から見た楚文化圏の鬼神信仰」(『日中文化研究』一〇、勉誠社、一九九六年)。

- (16) 池澤優「祭られる神と祭られぬ神—戰國時代の楚の「卜筮祭禱記録」竹簡に見る靈的存在の構造に關する覺書—」(『中國出土資料研究』創刊號、一九九七年)。

- (17) 『包山楚墓』二七四—二七五頁。

- (18) 彭浩「包山二號楚墓卜筮和祭禱竹簡的初步研究」(前掲『包山楚墓上冊』所收)。

- (19) 李零「包山楚簡研究(占卜類)」(『中國典籍與文化論叢』第一輯、中華書局、一九九三年)。

- (20) 陳偉「包山楚簡初探」(武漢大學出版社、一九九六年) 四頁。なお、陳偉氏の當該書に對しては、藤田勝久氏の書評「包山楚簡研究の新段階—陳偉著『包山楚簡初探』—」(『中國出土資料研究』第二號、一九九八年)がある。

- (21) 彭浩前掲「包山二號楚墓卜筮和祭禱竹簡的初步研究」。

- (22) 包山楚簡にみえる「易」については、許道勝「包山二號楚墓竹簡卦畫初探」(楚文化研究會『楚文化研究論集』第四集所收、河南人民出版社、一九九四年)、近藤浩之「包山楚簡卜筮祭禱記録與郭店楚簡中的《易》」(武漢大學中國文化研

究院編『人文論叢』特集 郭店楚簡國際學術檢討會論文集』
所收、湖北人民出版社、二〇〇〇年）を参照。

(23) 李零前掲『包山楚簡研究（占卜類）』。

(24) 一二條に紀年はないが、一〇—一二條は一つのグループである。

(25) 陳偉前掲『包山楚簡初探』一五五頁。

(26) (考釋 324) とは、前掲『包山楚簡』上、所收の「包山二號楚墓簡牘釋文與考釋」とその注番號を指す。以下も同じ。

(27) 彭浩前掲『包山二號楚墓卜筮和祭禱竹簡的初步研究』。

(28) 李零前掲『包山楚簡研究（占卜類）』。

(29) 陳偉前掲『包山楚簡初探』八頁。

(30) 彭浩前掲『包山二號楚墓卜筮和祭禱竹簡的初步研究』。なお『周禮』原文に「掌六祈以同鬼神示。一曰類、二曰造、三曰禴、四曰禋、五曰攻、六曰說」とある。

(31) 李零前掲『包山楚簡研究（占卜類）』。

(32) 池澤優前掲『祭られる神と祭られぬ神』。

(33) 李零前掲『包山楚簡研究（占卜類）』。なお、この「由」・「思」の字釋に關する學說史は、大西克也「包山楚簡「由」字の訓釋をめぐって」（『東京大學中國語中國文學研究室紀要』第三號、二〇〇〇年）を参照されたい。

(34) 工藤元男前掲『簡帛資料から見た楚文化圏の鬼神信仰』。その後、大西克也は「由」を「使」（使役動詞）の假借字と解している（同氏前掲論文）。

(35) 池澤優前掲『祭られる神と祭られぬ神』。

(36) 池澤優前掲『祭られる神と祭られぬ神』。

(37) 工藤元男「睡虎地秦簡「日書」における病因論と鬼神の關係について」（『東方學』第八八輯、一九九四年）。

(38) 池澤優前掲『祭られる神と祭られぬ神』。

(39) 整理者は「筮」を「編」と讀み（考釋 326）、それを承けて彭浩氏は、「編とはこの一年に邵龍のために行った三回の筮問」としている（前掲論文）。

(40) 整理者は「習」を四度目の貞問と解す（考釋 326）。

(41) 以上の病狀に關する語彙の解釋については、李零氏前掲論文を參考にした。

(42) 彭浩前掲『包山二號墓卜筮和祭禱竹簡的初步研究』。

(43) 「事祭」の場合に「逐說」のような表記の相違が見られないのは、「事祭」の事例が同日に行れた貞問であることと關係するかも知れない。

(44) 歳貢や疾病貞の記録がどのように保存されたのかは、簡書では定かでない。しかし包山二號墓の「卜筮祭禱簡」が三年間、望山一號墓の「卜筮祭禱簡」が四年間の貞問の記録を副葬していること、あるいは「逐說」「事祭」のシステムなどから、貞問の記録は貞人側と依頼者側の雙方に一定期間保存されたと解される。

(45) 八條で鹽吉が石被袋の説を逐し、それを「賽禱」と表記しているが、「罷禱」の誤寫であろう。なぜなら八條で鹽吉が提案している祭禱名はすべて「賽禱」となっているため、石被袋の場合も「賽禱」と轉寫されてしまった可能性がある。

(46) 三條で酈會が「猥禱」を提案し、七條と八條で五生と鹽吉がそれぞれ酈會の説を逐するのに、それを「賽禱」と稱して

いるのも、酈會の祭禮が本来「賽禱」と稱されていたことを示すと解されるが、ただそれを三條で「獮禱」と稱しているのはどう解釋すべきか。「獮」の字釋の再検討も含めて今後の課題としたい。

- (47) 湖北省文物考古研究所『江陵九店東周墓』（科學出版社、一九九五年）。

- (48) 工藤元男「從卜筮祭禱簡看『日書』的形成」（武漢大學中國文化研究院編『《人文論叢》特輯 郭店楚簡國際學術研討會論文集』所收、湖北人民出版社、二〇〇〇年）。

- (49) 「在位年」は『史記』卷一五・六國年表により、括弧内は平勢隆郎編著『新編史記東周年表——中國古代紀年の研究序章——』（東京大學東洋文化研究所、一九九五年）による。

However, during the Southern Dynasties, the Te jin title played a new role. As can be understood from the fact that one individual who had refused the post of Commander Unequaled in Honor 開府儀同三司, the pinnacle of the hierarchy of the Guang lu da fu, was given the title Te jin. The Te jin title was inserted within the hierarchy of the Guang lu da fu. This also marks the beginning of its being the highest rank of the Tang civil service prestige titles.

The shift of association of the Te jin title from Adjunct Marquises to the Guang lu da fu, and its ultimate retention among the civil service prestige titles was due to the fact the functions fulfilled by the Adjunct Marquises in the Han were split between the Generals and the Guang lu da fu during the Wei, Jin, and the period of the Northern and Southern Dynasties and that it conformed to the trends toward the adoption of Tang prestige titles.

THE SYSTEM AND STRUCTURE OF THE BU-SHI JI-DAO
JIAN 卜筮祭禱簡 AS SEEN IN THE BAO-SHAN
CHU JIAN 包山楚簡

KUDO Motoo

In Chu 楚 during the Warring States period, influential leaders would summon men known as zhen-ren 貞人, each year, and have them conduct rites, called sui-zhen 歲貞, to divine their fortune in the coming year. Furthermore, if there were an outbreak of disease, prayers for a recovery would also have been conducted in a rite known as a ji-bing zhen 疾病貞. A Bu-shi ji-dao jian, a record of those sorts of rituals conducted by the zhen-ren, was copied by a scribe, someone other than the zhen-ren himself, as a funerary item following the death of a grave owner. This article is an attempt to clarify the system and structure of the Bu-shi ji-dao jian by analyzing concrete examples of the form.

When one tries to consider the custom of using this sort of Bu-shi ji-dao jian as a funerary object in terms of the traditions of Chu culture, the time

at which they were buried and the relationship to the ri-shu 日書, a divination manual, draws our attention. In other words, the burials at the three tombs, i. e., Tomb No. 1 at Tian-xing-guan 天星觀, Tomb No. 2 at Wang-shan 望山, Tomb No. 2 at Bao shan 包山, where Bu-shi ji-dao jian were discovered have been dated to the mid-Warring States period. They were tombs persons of feudal lord 邦君 or grand master 大夫 status and the dates of each of the tomb owners were not far removed from one another. By way of contrast, a Bu-shi ji-dao jian has also been excavated at the small-scale Tomb No. 3 at Qin-jia-zui 秦家嘴, the age of which is uncertain. This indicates that the custom of the ruling class of Chu to employ a Bu-shi ji-dao jian as funerary object gradually penetrated into broader levels of society. The earliest ri-shu has been found in a small-scale tomb, thought to be from approximately the same period as the Qin-jia-zui tomb, i. e., from the early stages of the Late Warring States period. The grave owner appears to have been a commoner. In terms of content, this ri-shu can be seen as having many similarities to the ri-shu of the Qin record from Shui-hu-di 睡虎地. In considering the period of the shift from the Bu-shi ji-dao jian to the ri-shu, it is an item worthy of great attention. Moreover, the age of Tomb No. 2 at Bao-shan, burial of whose owner has been firmly estimated, is of a period that is circa the period of adoption of kingly titles by the states of the Warring States period. Just how these political circumstances were reflected in the Bu-shi ji-dao jian is a topic for future examination.

THE OFFICES OF DIAN-KE 典客, THE DA-XING LING 大行令, DA HONG-LU 大鴻臚 IN THE FORMER HAN

KUMAGAI Shigezō

During the Former Han the office of Chamberlain for Dependencies, then called Dian-ke 典客 (later called the Da-xing ling 大行令, which has been translated as Director of Messengers Office in English, and finally Da hong-lu 大鴻臚) was charged with the administration of subjected tribes